

令和5年5月8日

保護者様

愛知教育大学附属高等学校長

## 新型コロナウイルス感染症における出席停止について

生徒に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合、学校保健安全法施行規則第19条に基づき、出席停止を指示します。

出席停止期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」となります。「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。

上記期間を経過し、登校する際には、下記の「出席停止報告書」をご家庭で記入していただき、学校へご提出ください。その際、医療機関による陰性証明（治癒証明書）は必要ありませんが、受診したことがわかるもの（薬剤の説明書等のコピー）を添付してください。

なお、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、生徒のマスクの着用を推奨します。また、濃厚接触者は出席停止の対象となりませんので、ご承知ください。

### 記

## 新型コロナウイルス感染症における出席停止報告書〈保護者記入〉

年 組 番 氏名

1 状況（該当するものに○を付けてください。）

有症状 ・ 無症状

【発症日（検査日）】 月 日（ ） <0日目>

【症状が軽快した日】 月 日（ ）

2 休養期間 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

〔発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで〕

3 受診した医療機関（薬剤の説明書等を添付する）

【医療機関名】

【医師名】

【電話番号】

記入日 年 月 日

保護者名 (自署)

\*学校での確認事項：登校するときにこの報告書を提出してください。こちらが提出されないと出席停止の処理ができず、欠席扱いとなります。 <本人→担任→保健室→教務主任（出席停止処理）→保健室（原本保管）>